# 明代萬暦年間の山人の活動

金　文　京

一　山外の山人——明末山人の弊
二　萬暦年間の山人の活動——都市と邊境
(1)　沈德符『萬暦野獲編』の山人
(2)　『神宗實錄』の山人
(3)　內憂外患の中の山人
(4)　山人像の變化

## 一　山外の山人——明末山人の弊

山人とはなにかと問うたれば
山中に住まうものにはあらず
ただ面の皮をば厚くし
へぼな詩をちょいと書くばかり
文士のしるしの角頭巾かぶり、治まる御世のめでたき民と稱し
いたるところに名刺をくばる
「都のさるおえら方、近頃それがしのもとへ手紙をくだされた

郷里のさるおえら方、それがしとは昵懇の仲」
別れ際に、「さればそれがしの縁者よりひとつお願いがありまする」とて
「みなのためなる公ごとなれど、ただ銀子がございませぬ」とぬかしおる。

（問山人、竝不在山中住。止無過老着臉、寫幾句歪詩。帶方巾稱治民、到處去投刺。京中某老先、近有書到治民處。
鄉中某老先、他與治民最相知。臨別有舍親一事干求也、只說爲公道沒銀子。）

明末の萬暦年間、山人とよばれる、今日風にいえばある種の文化人の一群が社會に横行し、さまざまな物議をかもしたことについては、當時すでにこれを揶揄冷笑した言辭が多く傳えられており、そのあらましを知ることができる。山人の言動を風刺した右の詩は、明末の異色の文人、馮夢龍（一五四六―一六〇五）が編んだ俗謠集『掛枝兒』巻九「謔部」にみえる。[1] 馮夢龍はこの詩を「山人の伎兩を描き盡くした」と評したうえ、さらに次のような笑話を紹介する。

人事移動で獨民縣（人民が一人だけの縣という意味）の知事になった者がいた。ある日、知事が外出するので、その一人しかいない人民、つまり獨民が知事を背負って行くと、途中で雨が降ってきた。知事は詩を吟じて、「命は苦しく官は卑しく奈何ともするなし、紛紛たる細雨一人に駄（かつ）がる」と言って、後の二句を考えあぐねていると、獨民があとを引き取って、「口中に道を喝し（貴人の行列の露拂いが大聲で通行を知らせること）肩には轎をかつぐ。手には板子（罪人を打つ杖）を拖き、脚は奔波す」と吟じた。これを聞いた知事殿、「そちも大儀じゃな」と言うと、獨民さっそく知事を降ろしお辭儀をして言うには、「實を申しますと、本縣の山人も手前が兼ねておりまする」。[2]

〔（　）の中は筆者注、以下同じ。〕

山人も兼ねているので詩を作ったのだから是非ご祝儀を、という洒落であるが、要するにどこの縣の役所にも籠かき、下役がいるように、山人がいるということであろう。いわゆる「山人の伎兩」とは下手な詩をねたに、役人から金品をせびることであった。最後に馮夢龍は、「山の山ならずして、人の人ならず」と山人をこきおろす。まことに辛辣であろう。

『掛枝兒』と同じく馮夢龍が當時、蘇州一帶で流行った民歌を集めた『山歌』にもやはり「山人」と題する作品がみえる（巻九「雜詠長歌」）[3]。こちらは、山人と土地神とのやりとりを、せりふと歌で面白おかしく述べた長篇で、特に山人の輩が「閑事を管する」こと、すなわち官吏などの人脈を利用して、餘計なことに首をつっこむことを譏ったものであるが、いずれにせよ明末の社會にこのような山人が蔓延し、それが人々の恰好の話柄となっていたことを示すものである。この『山歌』にみえる「山人」は、馮夢龍によれば、蘇州の名士であった張鳳翼の潤色を經たものであったらしい[4]。

張鳳翼（一五二七―一六一三）が「山人歌」を作って山人を譏ったことは、沈德符『萬曆野獲編』巻二三「山人歌」の項にみえる。それによると、張鳳翼ははじめ王穉登（玉遮山人と號す）のひととなりを憎み、「山人歌」を作ってこれを罵り、その醜態をつぶさに描寫したが、友人にたしなめられ王の名を削り、沈明臣とした。しかしそれもやめた方がよいという者がいたので、やむなく無記名にしたという[5]。

張鳳翼に罵られた王穉登（一五三五―一六一二）、沈明臣は、しかし嘉靖末年から萬曆年間にかけての詩壇においては重要な詩人、文人であった。特に王穉登はそうである。『明史』巻二八八の彼の傳は、次のように述べる。

> 吳中、文徵明より後、風雅に定屬なし。穉登嘗て徵明の門に及び、遙かにその風に接し、詞翰の席を主どること三十餘年。嘉・隆・萬曆の間、布衣山人の詩を以て名ある者十數、兪允文・王叔承・沈明臣の輩、尤も世の稱する所となる。然れども聲華烜赫たるは穉登を最と爲す。申時行元老を以て里居し、特に相推重す。王世貞は與に同郡にして友善なるも、顧みて甚だしくはこれを推さず。世貞歿し、その仲子士驌、事に坐して獄に繫がるるに及び、穉登ため

に身を傾けて救援すれば、人はこれを以てその風義を重んず。

王穉登は、當時の文壇の盟主、弇州山人、王世貞（一五二六―一五九〇）の同郷（江蘇太倉）の友人にしてライバルであり、その遺子の危難を救って評判を高めたといえば、單なる才人ではなく、人品また卑しからぬと言わねばならないが、それでもなお張鳳翼に嫌われたのは、布衣無官の身でありながら、申時行の如き顯官の門に出入りし、王世貞の遺子を「身を傾けて救援」できるほどの財力、權力を備えていたからであろう。王世貞の子を救った義行も、張鳳翼にしてみれば、金力、權勢をかさにきて「閑事を管する」ものと見えたのかもしれない。世人の稱贊はもとよりその「風義」に對してであったが、その中に彼の金と力に對する羨望の念がまったくなかったとも言えまい。

要するに王穉登の行徑は、下手な詩をもって縣知事に取り入り、金をくすねる凡百の山人と、そのスケール及び詩の出來映え、取り入る相手の身分こそ段違いであったが、本質的には何ら變わるものではなかった。明末山人の代表格と目される陳繼儒（眉公）（一五五八―一六三九）が、『陶庵夢憶』の作者として知られる張岱（一五九七―一六八九？）おさなかりし頃、その詩才を試そうとして、「太白（李白のこと）鯨に騎りて采石江邊に夜月を撈う」という題を出し、その對をもとめたところ、張岱はすかさず、「眉公鹿に跨がりて錢唐縣裏に秋風を打つ（「打秋風」は「打抽豊」とも書き、金品をたかること）」と應じて、陳繼儒を皮肉ったという有名なエピソード[6]も、當時の山人のありようと、それに對する世人の見方をよく傳えていよう。「昔の山人は山中の人、今の山人は山外の人」（『明史紀事本末』卷六六「東林黨議」）というのが、當時の通念であった。

このような山人の横行は、明末という中國史上でも特異な時代を彩る特異な現象である。[7] しかしこの特異な現象を正しく理解するためには、その良し悪しの評價は同時代人の手にゆだね、彼ら山人が具體的にどのような活動をしていたのかを、もう少し詳しく見る必要があろう。以下、萬曆年間に時代を限って、山人の活動の一端を考察することにしたい。

## 二　萬曆年間の山人の活動——都市と邊境

### (1)　沈德符『萬曆野獲編』の山人

この時代、山人について述べた資料は少なくないが、中でも最も詳しいのは、おそらく沈德符の『萬曆野獲編』巻二三「山人」の記述であろう。しかも沈德符の山人に對する見方は、比較的公平である。先の張鳳翼「山人歌」にしても、彼は「張は母老いるを以て庚辰（萬曆八年）の科に至りてすなわち公車に意を絶ち、足跡は公府に入らず、王（穉登）の行徑と迥かに別なり、故に此の歌あり、然れどもまた褊なり」と、張の潔癖さは認めながらも、その偏狹さに言及することを忘れていない。

沈德符（一五七八—一六四二）、字は景倩、浙江嘉興の人であるが、父の任地の關係で北京に生まれ育った。代々官僚の家柄であったため子供の頃から朝廷内外の故事に詳しく、また多くの文人と交際し、後にそれらをまとめて『萬曆野獲編』を書いたのである。四十歳でようやく擧人となったが、進士にはついに合格せず、六十五歳で死んだ。[8] ここでしばらく沈德符を案内役として、山人の諸相を眺めてみることにしよう。彼はまず次のように述べる。

「恩詔もて山人を逐う」

恩詔内の又一款に、「盡く在京の山人を逐う」とあるは、尤も快事たり。年來此の輩、奸を作し、妖訛百出す。「逐客鳴寃錄」の如きは僅かにその小なる者のみ。昔年吳中に山人歌あり、描寫は最も巧みなるが、今これを閲すればいまだその十の一をも得る能わず。然らば清朝は大慶にして、溥海浩蕩の恩に沾するも、獨り鼠輩にのみ多くを求むるを以て、これを體を失すと謂うはすなわち可なり、若し已甚と云わば、恐らくはいまだ必ずしも然らず。

按ずるに相門の山人は、分宜（嚴嵩）に吳擴あり、華亭（徐階）に沈明臣あり、袁文榮（袁煒）に王穉登あり、申吳門（申時行）に陸應陽あり。諸人俱に禮を降して布衣の交わりをなす。ただ江陵（張居正）と太倉（王錫爵）のみこれ無し。今はすなわち廝隷の役を取り、倡優の態をなし、また諸君の比に非ず。

『萬曆野獲編』の序文は萬曆三十四年（一六〇六）に書かれているから、ここで「今」というのは、それ以前のほぼ三十年前後と考えていいだろう。まず最初に、在京の山人をすべて驅逐せよという恩詔であるが、これはおそらく萬曆二十九年（一六〇一）十月、皇長子の立太子にともない第三子を福王に封じたのをはじめ、諸子をみな王に冊した際に出された制勅のうちの次の箇所を指す。

一、律に載す、「姓名を隱匿したる文書を投じ、人の罪を告言する者は絞。見し者は卽便に燒毀すべし。若し將ちて官府に送入し、及び官司受理する者は、皆有罪。告言を被る者は坐せず」と。近來の風俗、專ら私揭に名を匿し、或いは他人の姓名を虛捏するを以て、陰に巧計を謀み、至らざる所無し。久しく申飭せざれば、四方の無籍の棍徒、罷閑の官吏、山人遊客、潛かに京師に住み、衙門に出入して、撥置指使し、及び左道邪術、異言異服し、扇惑挾詐して、是非顚倒し、紀綱陵夷せしむるを致し、甚だ政の蠹たり。今後は緝事衙門、不時に驅逐訪拏せよ。

『明神宗實錄』卷三六四　萬曆二十九年十月十五日己卯（六八〇三頁）[9]

よく知られるように、萬曆帝は寵愛する鄭貴妃の生んだ第三皇子、常洵を可愛がり、皇長子、常洛の立太子を故意におくらせていたため、廷臣たちと對立し、これをめぐって樣々な憶測、流言が飛び交っていた。いわゆる「國本」問題がそれである。[10] めでたかるべき諸王冊封の制勅に、このような異例の文言が盛り込まれたのはそのためであった。しかも山人

驅逐の命令が發せられたのは、これが初めてではない。今その背景を探るために、『神宗實錄』の中の山人についての記事を年代を逐って見てみよう。

(2)『神宗實錄』の山人

1　萬曆十二年十二月十九日辛酉

戶部尙書王遴の條奏、……一、農務を重んず。近年奸宄叢集し、遊惰風を成す。輦轂の下、山人俠客（本文は「友」に作るが、校勘記によって「客」に改める）囑託公行す。（卷一五六　二八八五頁）

當時、都では山人俠客たちが公然と權力者に對して請託を行っていたというのである。その具體的活動は後の條にみえる。

2　萬曆十七年三月二十四日辛未

巡城御史陳汴、山人遊客を驅逐せんことを請う。因りて周訓等十八人の諸不法事を論列す。旨あり、錦衣衛に下して捕逮し、法司に究治せしむ。（卷二〇九　三九二五頁）

「遊客」というのは各地を遊歷する旅人ということで、これが山人の生活の常態であった。むろん遊說の意味もある。都の有力者を歷訪して、樣々な風說を吹聽し、あるいは匿名の怪文書によって流言を廣めたのは、彼ら山人たちである。有力者たちも彼らを利用したであろう。周訓もそのような山人であったことは明らかだが、その具體的な活動については他に資料がない。

3　萬曆十九年十二月九日辛丑

前の刑科給事中の王建中奏す、江西人、樂新爐は湖廣の胡懷玉、福建の王懷忠、徽州の汪釴と、俱に山人に跡を托し、權貴に影を借りて、財物を詐騙す。但し樂新爐は已に奉旨を經て拏問立枷し、仍に本の內に名の有る羅給事、楊

御史、王郎中を査究せり。獨り王懷中ら三人は輕に從い放釋す。乞うらくは竝びにこれを嚴罪せられんことを。

（卷二四三　四五三〇頁）

この樂新爐の事件は、『萬曆野獲編』補編卷三「山人蜚語」にも記述がある。[11] それによると、山人の樂新爐は江西臨川の人、もと監生であったが、都へ出て公卿の間を遊歷し、流言を捏造して嫌われ者となっていたが、頗る才智あり、そのため士大夫の中には親しく付き合う者もいたという。捏造した飛語というのは、朝官の中から十君子、八狗、三羊を選んで、「若し世道の昌んなるを要せば、八狗と三羊を去るべし」と言ったというのである。十君子に擧げられたのは、鄒元標などおもに東林黨に近い人物であった。樂新爐はまたこれより先に宦官の張宏と結んで、その指示により、祕密警察である東廠のボスでもあった宦官の大物、馮保の失脚のために暗躍したことがあり、今回の流言事件をまず暴いたのは東廠であって、王建中の彈劾はその後であると、沈德符は言う。まるで樂新爐の事件自體が東廠の陰謀であるとでも言わんばかりである。この間の事情は複雜怪奇で、眞相はもとより闇の中であろう。『實錄』にいう羅給事とは、樂新爐と同鄕で、ともに「禪學を講究」したという原任の給事中、羅大纊、楊御史は「三羊」に名を擧げられた三人の楊姓の人物のうちの一人であろう。王郎中は分からない。なお『實錄』によると、樂新爐は單に流言を廣めただけでなく、それを書物にもし、また權力者の威勢をかさに着て財物詐取も働いていたらしい。

4　萬曆二十五年五月二十四日甲寅

總督邢玠の疏に倭情を陳す。……其れ兵將の謗を造り、及び山人・墨客・星相・罷閑諸人、書を求めて引用し、錢糧を糜費する者は、乞うらくは嚴に禁絹を行わんことを。

（卷三一〇　五八〇二頁）

これは豊臣秀吉の再度の朝鮮侵略（いわゆる慶長の役）に際して派遣された明の援軍についての上奏であるが、軍中においても様々な流言が飛び交い、また山人や詩人、占師、罷免された官吏などがポストを求めて、軍費を壓迫していたことが分かる。邢玠はこの年の三月に、兵部尚書兼都察院右副都御史總督薊遼保定軍務兼理糧餉略禦倭に任命され、對日戰爭

の總責任者になったばかりであった。[12] この上疏に對して萬曆帝は、「遊客諸人、兵を談ずるに假託し、軍事を惑亂すれば、在京の者は廠衛（東廠と錦衣衛）・巡城が緝拏し、在外の者は各該の御史及び管關の主事が訪察し、潛蹤出入するを許さず」と命じている。軍中での山人の活動については後にまた述べよう。

5　萬曆二十六年五月十七日辛丑

吏部等の接出せる聖旨に、……山人・墨客・醫卜・星術を借稱する變詐の徒、言を妄りにして政を亂し、人心を搖惑する的（もの）は、廠衛・城捕・緝事衙門をして、不時に訪拏し、奏を具し必ず罪して宥さず。（卷三二一　五九八七頁）

ここでは山人の仲間として、占師の他、醫者が加わっている。しかも彼らは軍中だけではなく、都でも活動していたのである。

6　萬曆二十九年十月十五日己卯

すでに引用した諸王冊封の制勅である。

7　萬曆三十一年十一月十七日己巳

兵部因りて奏言す、今九邊は將を設け兵を分かち、自ずと定額あり。今各邊將、任意に汰補し、一人にして雙糧を食する者あり、別に裏外の家丁を收め、詭名占役する者あり。甚だしきは山人・遊客・星相人等と交結し、傳送科派する者あるに至る。（卷三九〇　七三五〇頁）

隆慶五年（一五七一）、モンゴルのアルタン（俺答）と明の間に和議が成立し互市が開かれて以來、北邊の情勢は一見安定したかにみえたが、まもなく樣々な矛盾が噴出し、萬曆二十年のボハイの亂に代表されるような兵變が頻發することになる。[13] その背景に、明の軍事組織である世襲の衛所制度の崩壞にともない、「家丁」と呼ばれる召募による一種の私兵が急激に增加し、彼らには一般兵士の二倍（雙糧）あるいはそれ以上の給料を拂う必要があったため、これが互市による支出とともに明の財政を壓迫しはじめたという事情がある。右の兵部の上奏が述べているのは、そのことに他ならない。

「裏外の家丁」とは、將帥に私的に隷屬する「隨任家丁」と軍隊に所屬する期限つきの「在營家丁」を指す。[14] そしてそれらと共に財政に負擔をあたえていた存在として、山人がとりあげられているのである。交際する山人たちのため「傳送科派」するとは、内地からやってくる彼らの旅費を捻出するため賦役を徵發することであろう。

8　萬曆三十一年十一月十八日庚午

陝西道御史康丕揚、妖書の事に因りて疏を發し、楚獄を速やかに結せんことを請う。大概に言う、姦人志を肆にするは、法紀凌夷たるに由る。因りて論ず、登聞鼓を擊つ者は、一概に具奏するを得る勿かれ、山人・遊客・僧道・亡命は、禁地に隱藏するを得る勿かれ。請うらくは一切禁止し、以て禍源を絶たん。上皆これを是とす。

（卷三九〇　七三五一頁）

これは前條の翌日の記事である。「妖書の事」とは、このわずか六日前の十二日、大學士の朱賡の私宅に「續憂危竑議」と題する三百字餘の印刷された怪文書が投げ込まれた事件を指す。その内容は、萬曆帝が皇太子を册立したのは本意ではなく、その從官がそろわないのは將來、皇太子を第三皇子の福王に代えるつもりだからで、その證據に、朱賡を大學士に任命したのは「賡」は「更」の意味だからであるというもので、これに荷擔する朝官の實名を出し、しかもその中には首席大學士、沈一貫の名があった。驚いた朱賡は慌ててこれを皇帝に報告したが、文書はすでに都の宮門から巷閭にいたるまでばらまかれていて、大騷ぎとなった。[15]「續憂危竑議」という題は、この五年前の萬曆二十六年にやはり立太子問題をめぐって起こった怪文書「憂危竑議」事件を引き繼ぐという意味である。文書の末尾には吏科都給事中の項應祥と四川道監察御史の喬應甲の刊行とあったが、これは假託とすぐに判明した。

ちょうどこの時、楚王の眞僞問題をめぐる王家の内紛が朝廷に波及し、以前から仲の惡かった沈一貫と禮部右侍郎の郭正域が對立していたが、これがいわゆる「楚獄」である。[16] 對立は妖書事件に持ち越され、雙方が相手の仕業と非難合戰を繰り廣げる。その過程で、郭正域の食客であった醫者の沈令譽、僧達觀、琴士の鍾澄などが逮捕され、達觀は獄死した。

對立はきわめて深刻で、郭正域は死の危險にさらされるが、最後は有力宦官、陳矩の取り計らいで、容疑者の一人として逮捕された皦生光という、僞造文書による恐喝の前科のある山人的な人物に濡れ衣を着せて死刑に處し、うやむやのうちに終結した。眞相はやはり闇の中である。

この「續憂危竑議」をめぐる一連の騒動は、怪文書による流言飛語が政界中樞部の對立にまで影響し、しかもそこに山人が卷き込まれた事件として、おそらく最大のものであったろう。郭正域の門にはもとより多くの山人が出入りしていたであろうが、一方の沈一貫にしても同じことであった。先にあげた「昔の山人は山中の人、今の山人は山外の人」という『明史紀事本末』の言葉は、沈一貫と同座していた山人を、錢夢皐が冷やかしたものである。しかもこれと同じ時に、遠く邊境でも山人の活動が問題視されていたことを『實錄』の記事は語っている。なお「續憂危竑議」の全文は、『萬曆野獲編』補編卷三「癸卯妖書」にみえる。(17)

9　萬曆三十一年十一月二十一日癸酉

輔臣沈一貫、刑部の覆せる康丕揚の疏に因りて（言う）、山人遊客をもって盡く驅逐を行わば、恐らくは姦書を作る者はすなわち此の輩に係る、欲すらくは姑らくこれを緩うして、以て緝獲に便ならしめん。

（卷三九〇　七三五六頁）

10　同前

上曰く、姦賊は誣詞を捏造し、國本を動搖せしめ、朕が父子兄弟骨肉の情を離間せんとす。罪は大逆に當たる。如何でかただ軍興の常例に照らさん。眞正の首功には、實授指揮僉事、賞銀五千兩を與えしめん。……山人遊客は、嚴に驅屏を加えしめ、容留庇護するを許さず。

（同前　七三五七頁）

11　同前

禮部の覆せる康丕揚の奏に、請うらくは僧道を禁ぜんことを。一、白蓮教・無爲教・羅道教を禁ず。一、各寺觀の

遊士山人を驅逐す。

（同前　七三五九頁）

ともに前條の三日後の記事である。山人をみな追い出すと、却って犯人を取り逃がすというのであるから、沈一貫は山人が犯人であると見ていた、あるいは山人を犯人に仕立てあげようとしていたことになる。それに對して皇帝はあくまで山人を驅逐しようとし、その代わり異例の高額懸賞金を犯人の首にかける。怒り心頭に發していたのであろう。康丕揚はこの度は、特に寺や道觀の山人を追い出せという。あるいは達觀に關係するか。

12　萬曆三十一年十二月八日己丑

刑部の覆せる康丕揚の條議。……一、山人遊客は已に奉旨を經て驅逐すれば、容留を許さず。

（卷三九一　七三七八頁）

再三にわたり山人の驅逐を上奏するのは、おそらくそれがうまく實行されなかったか、あるいは反對意見があったからであろう。この日、雲南道御史の李倍は、達觀の孫弟子の正賢を逮捕している。

13　萬曆三十二年正月二十二日癸酉

戎政尚書の王世揚、名の妖書に竄するを以て、疏して昭雪を謝す。上曰く、卿は事に任じて怨みを招き、詭名誣害あるを致す。已に置きて問わず。……匿名の文書を查すれば、律に依りて受理を許さず。山人術士・罷閑の官吏は、嚴に驅逐を加え、絹拏は寬縱を容るすなかれ。

（卷三九二　七四〇二頁）

王世揚は、その名が「續憂危竑議」の中にあったため、不問に付された恩を謝したのである。ここでは山人と「罷閑の官吏」が同列に置かれている點が注目されよう。萬曆年間には政界の混亂により、罷免もしくは「冠帶閑住」つまり官吏の身分を保持したまま鄉里に追いやられる者が增加するが、彼らは山人にとって格好の交際相手であり、また山人豫備軍でもあった。

14　萬曆三十八年閏三月十日丙辰

巡關御史金明時の疏條十四款。……一、朘削して以て軍困を甦らしむを議す。一切の紙張の派、程席の備、採辦供應の役、山人・優唱・書札・作興の費、既に痛革をなすも、踵いで弊をなす者あり。實を廉して參免し、提問して追賍せん。

（卷四六九　八八五八頁）

邊境の軍中での山人たちの活動による軍費の壓迫は、度々の禁令にもかかわらず改善されていなかったようである。「作興」は遊興に等しく、俳優に芝居をやらせたり、山人と詩會をやったりすることを指すであろう。

15　萬曆四十一年正月十五日癸酉

是より先、卜石兎は序としてまさに王を襲うべきも、素囊が中より阻撓し、虜封は五年成らず。去年九月の間、群酋投結して封を請う。總督宣大都御史の涂宗濬の疏に、旨を得んことを請う。閏十一月序班の王弘憲を遣わして齎捧封勅せしむ。邊に到るに虜酋至らず。是に于いて宗濬疏言す。……心は他無しといえども、跡は延緩に近く、朝使已に至るも、封を受けるに期無ければ、疑うべきの形有るに似たり。恐らくは所屬の罷閑武弁、京中の山人と私に相結約し、流言を傳播すれば、浮議横生し、しかして虜の要挾も必ず甚だし。又或いは陰に亡命を差し、虜酋を唆撥すれば、すなわち虜酋中變し、我の收拾は益々難し。ただ無根の言を聽く勿からしめ、通虜の禁を申嚴すれば、國體は倍して尊く、封局は結すべし。

（卷五〇四　九五八四頁）

順義王アルタンの死後、モンゴルでは内紛がつづき、王位も久しく空位となっていたのだが、ようやく衆議がまとまり、部族長中の一人、卜石兎（『明史』では卜失兎と表記する）を推戴することになり、明側もこれを認め、冊封のための勅使を派遣した。[18] ところが肝心の卜石兎はその時現われず、明は體面を失うことになったのである。その理由は、省略した部分の記事によると、單に寒期のため冬營地に歸っていただけのことらしいが、これが疑惑をよび、涂宗濬はその背景として、現地の罷免された軍人と都の山人が結託して流言を廣めた事實を指摘する。その具體的な内容は明らかでないが、王の襲封には莫大な利權、いわゆる市賞の問題がからんでおり、おそらくそれに關連することであったろう。モンゴル側の要求

が必ずもっとひどくなる、[19]というのはそのために違いない。「京中の山人」とは都にいる山人のことだろうが、むろん都から現地に赴いた山人もいたはずであり、彼らは都と邊境、あるいは明とモンゴルとの間で、情報の操作または裏情報の傳達役をになっていたことが分かる。

16　萬曆四十三年八月三十日甲辰

駙馬都尉の王昺の奏言。……上は疏を覽じて震怒して曰く、王昺這廝、驕矜狂肆、心を喪い忌むところ無く、疑詞を撰捏し、朕躬を瀆激す。……此の本は朕細覽せり。これ王昺の畜養せる山人遊客の作るところ、該衛をして卽ち本章を寫きし人役を拏去し、各々著實に一百棍を打ち、大枷を用いて人煙輳集の處所において枷號し、一個月滿日に具奏せしめん。

（卷五三五　一〇一五〇頁）

王昺は穆宗の第六女、延慶公主の夫で、公主は萬曆十五年に下嫁した（『明史』卷一二〇）。妹婿にあたる王昺の上奏が萬曆帝の逆鱗に觸れたのは、帝に直諫して殺された御史の劉光復を王昺が辯護し、かつそのことで帝をたしなめたからである。萬曆帝は、自分の妹婿の家にも山人がいて、上奏文の代筆をしたと思っていたらしい。王昺は、身分を剝奪され、原籍地に護送された。

以上が『神宗實錄』にみえる山人關係のすべての記事である。さらに言えば、『明實錄』において本論でいうような意味での山人という言葉が出現するのは、萬曆十二年の記事が初めてであって、それ以前には見えない。また萬曆以降では、天啓、崇禎年間にも例が見られるが、もっとも頻繁に現われるのはやはり萬曆年間である。[20]むろん萬曆以前に山人が存在しなかったわけではない。しかしそれが萬曆以前の『實錄』に見えないのは、山人の活動が政治的、社會的な問題として顯在化したのが、ほかならぬ萬曆年間以降のことであったことを物語っていよう。その意味で、山人の活動は萬曆以降の社會に特徵的な現象であったと言ってよい。

なお山人の捏造した流言の一例として沈德符が擧げる「逐客鳴冤錄」とは、『神宗實錄』萬曆十七年八月丙寅の條に、

「詔に匿名にて揭を投じ謗を造る者を嚴禁す。是の時、南都に一書の傳流する有り、名づけて逐客鳴冤と曰う。中に朝政を指斥する語多し。南給事中の杜縻と徐桓以て言を爲す、故にこの諭を奉ず」（卷二一四　四〇二二頁）とみえる。山人による流言飛語捏造は、都の北京より早く南京ですでに始まっていたようである。

### (3)　内憂外患の中の山人

これらの記事によってこの時期、山人の活動が皇帝を惱ますほどの大きな社會問題になっていたことを知りうるであろう。そしてその山人の問題は大きく分けて二つあった。

一つは、都にいる山人が朝廷の官吏、宦官などと結び、流言飛語を廣め、それがしばしば政界の爭いにまで發展したこと、「續憂危竑議」事件はその典型的な例であり、この事件の前後に『實錄』の山人の記事は集中している。周知のごとく明末は黨爭の時代であった。萬曆後年より天啓にかけ、國本、妖書、ついで挺擊、紅丸、移宮のいわゆる三案をはじめとする重大な政治事件が相繼いで起り、官僚は東林黨と反對派に分かれて激烈な抗爭を繰り廣げた。さらに宦官や外戚などの勢力がそれにからんで、政治的混迷は朝野を蔽い、大明帝國はその混亂の果てに滅んだのである。このような政爭の中で、時の宰相をはじめ顯官と詩文による布衣の交わりを結んだ山人が、その名を借りて彼我の門を往來し、あるいは流言飛語を捏造し、あるいは陰謀術策をめぐらして暗躍するのに、恰好の存在であったことは想像に難くない。東林黨の李卜（『東林同志錄』に名がみえる）は、反對派の奸行を非難した上奏文の中で、次のように述べている。

朝廷の言官を設け、これに假するに權勢を以てするは、もと責むるに諸司を糾正し、非法を擧刺するを以てなり。……今は乃ち深く戚畹近侍（外戚と宦官）と結び、大僚を威制し、日々に請寄を事とし、廣く賂遺を納め、褻衣小車にて、市肆を遨遊し、娼優と狎れ比しみ、或いは商賈の家に就飲し、或いは山人の室に流連す。（『明史』卷二三六）

これによれば山人との交際を積極的に求めたのは、むしろ官僚の方であった。また萬曆帝の寵妃、鄭貴妃の父で、自らの外孫を皇太子とすべく策略を盡くし、政治的紛擾を引き起こした鄭承憲もまた、「禍を抱き奸を藏し、儲貳を窺い覬いて、日々に貂璫（宦官）と往來して、杯酌にて綢繆し、且つは廣く山人・術士・緇黃（僧と道士）の流と結ぶ」（『明史』卷二三三）と非難されている。このような狀況に強い危機意識をもった東林黨の清廉の士から見れば、山人は宦官、外戚および彼らと結ぶ奸黨の仲間もしくは走狗であり、排擊すべき存在であったことは言を待たない。冒頭にあげた馮夢龍『掛枝兒』の「山人」詩にみえる山人のせりふに、「京中某老先、鄉中某老先」とあった「老先」は「老先生」の略であろうが、明代では宦官が大臣を呼ぶのに用いる言葉であった。[21] 山人は、その物言いまでが宦官の口吻さながらであったとみえる。

山人をめぐるもう一つの社會問題は邊境にあった。この時期の明帝國が南倭北虜の外患に苦しんでいたことは、これまた周知の事實であろう。その邊境の軍事地帶にあって、あるいはモンゴル軍と對峙し、あるいは朝鮮への援軍として日本と戰う將帥たちが、山人と交際し、それが軍事費逼迫の一因となっていたというのである。しかも山人はここでも都でと同じく、あらぬ流言を散布し、かつそれは都と邊地、明側と外敵の雙方に廣まって、樣々な惡影響を及ぼしていた。まさに由々しき事態であったと言わねばならない。

ボハイの兵亂と豐臣秀吉の朝鮮侵略がはじまる前の年、都では山人、樂新爐の怪文書騷動が起った萬曆十九年、兵部尙書の石星は、このような事態に強い警告を發し、次のように建議した。

在內の諸臣は、竝びに私書を以て督撫・將官に抵て囑托するを得ず。その山人・星相・醫卜の諸人、刺を持ちて督撫・將官のもとに詣で、爲すことを求むる所有る、及び窩を買い窩を占め、鹽法を干碍する者は、卽ち詐僞に係れば、一切拒絕して、且つ名を以て聞せよ。

（『萬曆疏鈔』卷三七「樞筦急務疏」）

つまり都の高官の紹介状をもった山人が、邊境の總督、巡撫などの文官や武將のところへ行って、色々と賴みごとをし、また兵糧と鹽引を交換する權利を買い占め、[22] 鹽法（開中法）を攪亂する不正を防止しようとしたのである。石星はこれだけでは安心できず、更に右につづく文面で、各省の督撫が毎季ごとに山人の干求の有無を報告し、もし手紙などをもって干謁することなしと報告しておきながら、山人・星相などが依然として「潛行往來し、利を得ること算うる無き」ようであれば、手紙を出した者と受け取った者の雙方を處罰するよう、念の入った提案をしている。いかに深刻な事態であったかが知れるであろう。しかしこのような石星の苦心の建議も水泡に歸したことは、先の『實錄』の記事（14）が示している。

石星の建議が效果をあげなかった理由は、要はそこに大きな利權があったからであろう。特に鹽法をめぐる利權には、當然ながら都の高官と結託した商人が介在したであろうことは容易に想像できる。山人は高官だけでなく商人の意向をも受けていたであろう。「名は山人と爲すも、心は商賈と同じ」と言ったのは李卓吾であった（『焚書』卷二「復焦弱侯」）。また山人のもたらす利益は、都の高官や商人だけではなく、山人を迎える邊地の官僚、武將の側にもあったはずである。ボハイの亂で赫々たる戰功をたてた蕭如薰について『明史』の傳（卷二三九）は次のように述べる。

> 隆慶より後、款市既に成り、烽燧は警少なし。輦下は鎭帥を視て外府と爲し、山人雜流、朝士の尺牘を乞うて往く者、欲する所を饜かざるはなし。薊鎭の戚繼光は能詩の名あり、尤も文士を延くを好み、貲を傾けて結納するに、軍府より取足す。如薰もまた詩を能くし、士これに趨くこと騖（はし）るが若く、賓座常に滿つ。妻の楊氏、繼妻の南氏は皆貴家の女、簪珥を脫して客に供するも猶足らず。軍中これを患苦するも、如薰は却くる能わざるなり。一時の風會尙ぶ所、諸邊の物力ために耗し、識者はこれを嘆く。

夫人のかんざしや耳飾りまで賣らなければならなかったとは、山人のたかり振りもすさまじいものである。これが軍費を壓迫したというのも納得できよう。しかし蕭如薫あるいは戚繼光にしても、ただ詩が好きだという自分の道樂のためにだけ、ここまでしたとは思えない。そこにはなにかメリットがあったはずである。たとえば都から來る山人のもたらす中央政界のさまざまな情報は、たとえデマが多かったとしても彼らには貴重であったろうし、その他により實質的な利益もあったかもしれない。また大勢やってくる山人がすべて無能有害な輩のみとは限らないであろう。戚繼光は倭寇平定で名聲を博したが、その幕下では先に「山人歌」のところで名前の出た沈明臣と、かの有名な徐渭（青藤山人）が書記を務めていた。彼らの提言や戰略は戚繼光にとって有益なものであったし、著名な詩人を幕下においたことは、彼の名聲を高めることにも役立ったにちがいない。邊境の武將と山人との交際を、文雅を重んじる時代の風潮のせいにだけしてしまうことはできないであろう。

要するに、山人の活動は明末の內憂と外患の雙方に深くかかわっていた。しかも邊境に行った山人は都の大官の紹介狀を手にしていたのであるから、山人にとってみれば兩者は結局同じことであった。內憂と外患の接點に立つのが山人であるとすれば、明帝國滅亡の一因が山人の活動にあったといってもあながち過言ではないであろう。當時の人々が、この山人の活動に危機を感じたのももっともなことであった。

### (4) 山人像の變化

沈德符の『萬曆野獲編』が山人について述べたのは、まさにこのような狀況の中においてであった。彼が同時代の山人に批判的な目を向けたのも當然である。しかし沈德符は必ずしも山人を全面的に非難しているわけではない。在京山人追放の恩詔を「快事」であり、山人の活動は目にあまるとしながらも、すぐその後で、清朝（現在の朝廷）は太平のめでたさで、萬民がみな皇帝の「浩蕩の恩」に浴しているのに、ひとり鼠輩（山人をさす）にのみ多く責任を求めるのは、「失

體」と言うのは構わないが、やりすぎだと言うのは妥當でない、と述べている。つまり山人追放は、やりすぎではないにせよ（おそらく一部にそのような意見もあったのであろう）、「失體」すなわちみっともないことではあるとして、暗にすべての責任が山人にあるわけではないことをほのめかしている。

彼にとってむしろ問題は、山人の質が變わってしまったことであった。南京の「逐客鳴冤錄」ぐらいはまだ小さな出來事であるが、北京の「續憂危竑議」となると、これはもう由々しき事件である。「山人歌」が描寫した山人の醜態もひどいが、現在に比べるとその十分の一にもならない。そして嚴嵩と吳擴、徐階と沈明臣、袁煒と王穉登、申時行と陸應陽など嘉靖から萬曆前期の相門と山人の布衣の交わりは、まだ禮にかなっていたが、今の山人は召使や俳優と同じである、という。

しかしはたして沈德符の考えるように山人が變質したのか、それとも時代の方が變化したのかは、にわかに決しがたい問題であろう。山人に對する最大の非難は、これまで見てきたとおり、流言飛語を捏造し、時にそれを印刷して廣めたというものであった。流言飛語というのは、別の言い方をすれば情報であろう。少なくとも情報の一種である。火のないところに煙は立たない喩えのとおり、流言飛語にも一抹の眞實はあるはずだ。そもそも事實無根の流言飛語が廣まるはずがない。萬曆の中期より社會の變動によって、情報の果たす役割が急激に增大した結果、もっぱら情報を武器に活動する山人により、それまで隱れていた樣々な矛盾が一擧に顯在化し、そのため山人に非難の矢が集中したと考えることも可能であるように思える。

ただしこの問題を考えるためには、もう少し別の視點からの考察が必要であろう。これまで擧げた資料は、『萬曆野獲編』をも含めて、すべて外部から山人を見たものばかりであった。焦點はどうしても山人のマイナス面に集まりがちである。山人の內側から、彼らの活動をより具體的に檢證してみれば、彼らの活動の別の面が見えてくるかもしれないが、それについては稿を改めて論じることにしたい。

**註**

（1）『明清民歌時調集』（上海古籍出版社　一九八七）上册二二六頁。

（2）余又聞一笑話云、有謁選得獨民縣知縣者。一日縣公出、獨民負之而行。至中途微雨、縣公吟曰、「命苦官卑沒奈何、紛紛細雨一人馱。」後一句未就。獨民請續之云、「口中喝道肩轎擡、手拖板子脚奔波。」縣公曰、「到也虧你。」獨民遽放縣公于地、對之打一恭而言曰、「不敢欺、其實本縣的山人也就是小的。」（同右二二七頁）

（3）同右四二九頁。

（4）此歌爲譏誚山人管閑事而作、故末有放手饒人之句。或云張伯起先生作、非也。蓋舊有此歌而伯起復潤色之耳。（同右四三二頁）伯起は張鳳翼の字。

（5）張伯起孝廉長王百穀八歲、亦痛惡王爲人。因作山人歌罵之。其描寫醜態、可謂曲盡。初直書王姓名、友人規之、改作沈嘉則明臣、復有止者、竝沈去之。「山人歌」元明史料筆記叢刊『萬曆野獲編』（中華書局　一九五九）五八五頁。

（6）六歲時、大父雨若翁携余之武林、遇眉公先生跨一角鹿爲錢唐游客、對大父曰、「聞文孫善屬對、吾面試之。」指屏上李白騎鯨圖曰、「太白騎鯨、采石江邊撈夜月。」余應曰、「眉公跨鹿、錢唐縣裏打秋風。」眉公大笑起躍曰、「那得靈犀若此、吾小友也。」張岱「自爲墓誌銘」（『瑯嬛文集』卷五）

（7）明代の山人については、鈴木正「明代山人考」（『清水博士追悼記念明代史論叢』　大安　一九六二）、大木康「山人陳繼儒とその出版活動」（『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』　汲古書院　一九九〇）、金文京「中國近世における知識人の性格――明代の山人を手がかりとして」（『中國史學』第七卷　中國史學會　一九九七）、金文京「晩明山人之活動及其來源」（『中國典籍與文化』一九九七―一　江蘇古籍出版社）參照。

（8）沈德符の略傳は、錢謙益『列朝詩集小傳』丁集下「沈先輩德符」にみえる。

（9）臺灣中央研究院歷史語言研究所影印本に據る。以下同。

（10）谷應泰『明史紀事本末』卷六七「爭國本」參照。

（11）註（5）前揭書八七三頁。

（12）『神宗實錄』卷三〇八・萬曆二十五年三月己未（五七七一頁）。

（13）岡野昌子「萬曆二十年寧夏兵變」（小野和子編『明末清初の社會と文化』　京都大學人文科學研究所　一九九六）參照。

（14）同右五八八頁參照。

（15）『明史紀事本末』卷六七「爭國本」萬曆三十年の條參照。

（16）『明史紀事本末』卷六六「東林黨議」萬曆三十一年の條、及び佐藤文俊『明代王府の研究』（研文出版　一九九九）第四章「明代の楚王府――その政治史的側面」參照。

（17）註（5）前揭書八七七頁。

（18）『明史紀事本末』卷六〇「俺答封貢」萬曆四十一年の條參照。

(19) この時期の邊境における明と異民族との經濟關係については、岩井茂樹「十六・十七世紀の中國邊境社會」(『明末清初の社會と文化』) 參照。

(20) 臺灣中央研究院漢籍電子文獻漢籍全文資料庫の『明實錄』によって檢索を行った結果である。

(21) 『通俗編』卷十八「稱謂・老先」に、「按前明太監稱卿大夫每曰老先而不云生。」とある。

(22) 「買窩」「占窩」の「窩」とは、鹽引を買う權利をいう。明代中期以降、この權利は一部の權勢家や官僚に獨占され、商人は彼等から「窩」を買わずに鹽引を入手することが難しくなり、開中法が崩壞する原因となった。詳しくは和田清編『明史食貨志譯注』(『東洋文庫論叢』四十) 「鹽法」の注 (三七九)、中山八郎「開中法と占窩」(『池内博士還曆記念東洋史論叢』 東京 座右寶刊行會 一九四〇) 參照。

the division of tax revenues between the ordo and the national government continued from the early to the last stage of the dynasty, and that it is thought that the subordinates of the regional military commander 藩帥 were placed under the authority of prefectural offices in the latter half of the dynasty.

In conclusion, this study makes clear that prefectures attached to the ordo were influenced by the fanzhen system, and this fact may provide several new perspectives in the study of Liao history and that of the East Asia after the tenth century.

## THE ACTIVITIES OF THE SHANREN 山人 IN THE WANLI ERA OF THE MING

KIN Bunkyo

The serious social problem posed by the literati known as *shanren* 山人 who sold their services in the Wanli era of the late Ming had already come to the attention of many their contemporaries, and a number of studies regarding them have previously been conducted. Nevertheless, a good deal of the details of the specific activities of the shanren remains obscure. This study seeks to clarify the picture of the activities of the shanren of the period by using the "Shanren" 山人 section in the twenty-third fascicle of the *Wanli yehuobian* 萬曆野獲編-of Shen Defu 沈德符 and also by carefully examining the description of the shanren in the "Shenzong shilu" "神宗實錄" portion of the *Ming shilu* 明實錄.

Behind the ostensible prosperity of the Wanli era, contradictions in the military and economic situation in outlying regions deepened, while at the center incidents of anonymous letters exposing misconduct, which grew out of the confrontation of the emperor and his courtiers over the crown prince, frequently occurred and factional fighting intensified. These domestic problems and foreign troubles brought an end to the Ming dynasty, and the activities of the shanren in dealing with the economic problems of the outlying regions, which were at the core of both domestic and foreign problems, and their profound involvement with both factions involved the letter incidents at the center can be gleaned from a reading of the "Shenzong shilu." Furthermore, it can be presumed that the shanren were involved in the nexus of the domestic and foreign problems. The first note of the shanren appeared in *Ming shilu* record for the year Wanli 12. This is not to suggest that the shanren had not existed previously, but that their activities only be-

came a serious political and social issue after the Wanli era. In this sense, it can be said that the activities of the shanren were a special phenomenon of the Wanli era. Heretofore, most evaluations of the shanren have been negative, but, in order to grasp the society and the politics of the age, it is necessary to analyze the activities of the shanren objectively. To this end, it is indispensable that the historical materials left by the shanren themselves be examined, and such is the object of a forthcoming study by this author.

## ON THE REORGANIZATION OF COMMERCIAL ASSOCIATIONS OF GUANGDONG: FOCUSING ON THE GUANGZHOU MUNICIPAL CHAMBER OF COMMERCE

CHEN Laixing

The primary goals of this study are to trace the creation and development of the commercial associations of Guangzhou 廣州 and clarify their relationship to the Guomindang and the Nationalist government. The Guangzhou General Chamber of Commerce 廣州總商會 (1905), an outgrowth of the Seventy-two Guilds 七十二行, the Guangzhou City Chamber of Commerce 廣州市市商會 (1924), composed of small and medium-sized business, and the Guomindang associated Guangzhou Merchants Association 廣州市商民協會 (1925), the first to be established on a nationwide basis, were dissolved after having existed together for five years, and merged into the Guangzhou Municipal Chamber of Commerce 廣州市商會 (1931). The merger had been made possible by the promulgation of the new Chamber of Commerce Law 商會法 in August 1929. The law reflected the principle of "ruling the nation through the party" 以黨治國, eliminating anti-revolutionary merchants, and closing off the path for merchants to participate in merchant associations as individuals. Analyzing the composition of the Guangzhou Municipal Chamber of Commerce and the reports of its revenues, one recognizes the continuity with the General Chamber of Commerce in its final stage and grasps the strengthening of the representation by units of the Trade Associations 同業公會. Thus, relations with the government and various social groups grew closer becoming indivisible. Simultaneously, with the deliberate creation of the new image of merchants as "revolutionary" or "progressive," the concrete policy of the party and nation to promote the production and sale of domestic products was promoted and disseminated through the Municipal Chamber of Commerce.